

令和2年3月30日

新潟市北区農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

新潟市北区農業委員会
会長 首藤 正男

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、新潟市北区農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、新潟市農業構想（平成27年4月策定）が令和4年度に目標を定めていることから、同様に令和4年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせて、目標設定の考え方や取組方法について、検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、別途「活動計画」に定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1)遊休農地の解消目標 遊休農地率 1%以下の維持

【目標設定の考え方】

・新潟市農業構想(H27年4月策定)では、令和4年度の水稲作付面積の目標値を現状維持の24,500ha(H25年)としており、管内農地面積4,209ha(H2015農業センサス)に対して、遊休農地面積38.4ha(R2年2月末)、割合で0.91%の現状となっている。今後も解消と発生防止に努めるため、毎年度、2ha程度の解消面積を目標とする。

(2)遊休農地解消の具体的な取り組み方法

・農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関が連携し、農地の利用状況調査等により遊休農地の状況を把握し、積極的に放棄地所有者への働き掛けを行うとともに、農地利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付け等を活用するなど一層の遊休農地の解消を図る。

2. 担い手への農地利用集積について

(1)担い手への農地利用集積目標 農地集積率 85%

【目標設定の考え方】

・新潟市農業構想(H27年4月策定)では、令和4年度の担い手への農地集積率の目標値を85%としていることから、令和4年度の目標値を85%とする。

(2)担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・農業委員と農地利用最適化推進委員による地域の担い手への利用集積・集約化を進めるため、「人・農地プラン」の実質化に向けた地域での農業者等の話し合いをさらに活性化し、関係機関と連携して利用集積活動を実施するとともに、円滑な権利移動ができるよう広報紙等を活用し基盤強化促進法による利用権設定及び農地中間管理事業等の周知を図る。

3. 新規参入の促進について

(1)新規参入の促進目標

2 経営体(令和4年度までの各年度)

【目標設定の考え方】

- ・新潟市農業構想(H27年4月策定)では、平成27年度から令和4年度までの各年度の新規就農者数の市全体の目標値は70経営体であるが、過去の管内の新規就農者数の推移及び市全体に占める管内の割合を考慮し、令和4年度までの各年度の目標値を2経営体とする。

(2)新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・窓口等における新規参入希望者への相談活動を行うとともに、農地情報を提供するほか関係機関と連携し各種補助制度や有利な融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。農業委員と農地利用最適化推進委員は、農地に関する情報を提供する役割を担うとともに、青年や女性の新規就農者・企業参入者の掘り起こしのため、就農候補地を斡旋したり農地所有者との架け橋を行う等支援活動を行う。